

稚内大谷高等学校 運動・文化部活動の在り方に関する方針

【概要版】

1. 趣旨・目的

運動・文化部活動は、学校教育の一環として、体力向上や健康増進、自主性・協調性・連帯感の涵養など多様な意義がある。適切な運用を通して、生徒が一層の充実感を得られるとともに、指導者にとっても、より意欲的に指導に関わることができるようガイドラインとしてまとめ、学校として組織的・計画的な運営や指導に取り組むこととする。

2. 運動・文化部活動の意義

部活動は、技能の向上のみならず、生徒がスポーツや文化活動に親しむとともに、その自主的、自発的な活動によって、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等、生きる力の育成と豊かな学校生活の実現に意義のある活動である。

3. 計画的な指導に向けて

生徒が運動部活動に活発に取り組む一方で、学習や家庭での生活時間等を確保し、自身が参加する部活動以外の多様な活動や事象等への興味・関心を高め、バランスのとれた充実した学校生活を送ることができるよう生徒の生活時間全体を考慮した活動スケジュールを設定する。

- ・顧問は一年間を見通した計画や各月ごとの計画を策定し、管理職に提出するとともに、保護者・生徒に対しても十分に周知すること。また活動における指導の目標や内容を明確にし、一年を試合期、充実期、休息期に分けて活動内容にメリハリをつけ、参加する大会や発表会等を精選する。

4. 休養日等の設定

休養日、練習時間の上下限については下記のとおりとする。

- ・運動部活動では、週当たり1日以上休養日を設定し、月当たり2回以上の、土・日曜日に休養日を設定する。
- ・長期休業期間中の休養日は学期中に準じた扱いとし、ある程度まとまった休養日を設定し、生徒に十分な休養を与えること。
- ・1日の練習時間については、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は、3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。

5. 事故防止の徹底と適切な対応

生徒の安全を第一に考え、活動中はもちろん、用具の準備や準備運動などの事前の準備段階から事故防止と事故発生時を想定した対応、また、万が一、事故が発生した場合、適切かつ速やかに対応できる、万全の体制づくりを整える。

6. 体罰等の禁止

体罰や暴言は生徒の人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合も許されるものではない。これらは「暴力」であり「熱心な指導のあらわれ」や「強い指導の一環」などという、誤った認識は厳に改めなければならない。

7. 相談窓口 稚内大谷高等学校 担当：教頭

稚内市富岡1丁目1番1号 Tel : 0162-32-2660 Fax : 0162-73-1914

※本活動方針は、令和元年度8月19日から施行する。

※本活動方針は、原則として北海道運営方針に準じた取扱いをする。